

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和2年3月19日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 小町 邦彦

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の公布による。

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程（平成30年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>立川市教育委員会職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員</u>を除く。以下「職員」という。）の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、<u>職員が時差勤務を利用することについて、必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、時差勤務とは、職員が月曜日から金曜日までの間（<u>立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）第11条に規定する休日及び同条例第12条の規定により振り替えられた日</u>を除く。）において、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年立川市教育委員会訓令甲第1号。以下「勤務時間等規程」という。）別表に定める正規の勤務時間と異なる時間帯に勤務することをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号。以下「条例」という。）第1条に規定する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時的任用をする職員</u>を除く。以下「職員」という。）の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、<u>立川市教育委員会職員が時差勤務を利用することについて、必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、時差勤務とは、職員が月曜日から金曜日までの間（<u>条例第7条に規定する休日</u>を除く。）において、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年立川市教育委員会訓令甲第1号。以下「勤務時間等規程」という。）別表に定める正規の勤務時間と異なる時間帯に勤務することをいう。</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。